

住民投票について

住民投票制度

1 概要

住民投票は、特定の問題について、住民が直接に意思を示す制度

2 住民投票として現行法上認められているもの

(1) 直接請求の結果行われる住民投票

- ① 議会の解散請求があったとき。
- ② 議員及び長の解職請求があったとき。

(2) 地方自治特別法に関する住民投票

日本国憲法（抜粋）

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

- ① 広島平和記念都市建設法
- ② 長崎国際文化都市建設法
- ③ 別府国際観光温泉文化都市建設法

など19例

(3) 合併協議会の設置についての住民投票

市町村の合併の特例等に関する法律第4条（合併協議会設置の請求）

合併協議会の設置協議について、有権者から合併協議会設置の請求があった合併請求市町村の議会が否決し、他のすべての合併対象市町村が可決したときは、合併請求市町村の長または6分の1以上の有権者は合併協議会設置協議について住民投票に付すことを請求できる。

3 地方公共団体が定める条例によるもの

住民の利害に関連をもつ重要な事項を決定するために行う住民投票

住民投票は、直接、市民の意思を確認するために行われるものですが、あくまでも地方自治法が基本とする間接民主制を補完するために行われるものです。

① 原子力発電所

- ・平成8年 新潟県巻町
- ・平成13年 新潟県刈羽村、三重県海山町

② 産業廃棄物処理施設

- ・平成9年 岐阜県御嵩町、宮崎県小林市
- ・平成10年 岡山県吉永町、宮城県白石市、千葉県海上町

③ 基地

- ・平成8年 沖縄県、平成9年 沖縄県名護市（米軍基地）
- ・平成18年 山口県岩国市（在日米軍再編に伴う厚木基地からの空母艦載機移転受け入れの是非）

④ 公共事業

- ・平成12年 徳島県徳島市（吉野川可動堰）

⑤ 市町村合併

- ・平成13年 埼玉県上尾市、平成14年 滋賀県米原町
- ・平成16年 宮城県三本木町

など

現行の地方自治制度においては、間接民主制を基礎として、住民の意思の反映については、住民の選挙を通じて選ばれた「長」や「議会」が中心的な役割を果たすことが基本とされています。このため、この住民投票はより住民の民意を反映させるための、現行の地方自治制度を補完するものでしかなく、その結果に法的な拘束力をもたせることはできません。このことから、市長等や議会は、その結果を最大限に尊重しなければならないと定めています。

4 輪島市自治基本条例において定める住民投票

住民投票制度を条例化するには、次の2つの方法があります。

- ① 特定の問題に限り、その都度、条例で定める「個別に住民投票条例を制定する方法（個別設置型）」
- ② 特定の問題に限ることなく住民投票を実施する場合の要件・手続等についてあらかじめ条例で定めておく「一般的な住民投票条例による方法（常設型）」

その実施については、原子力発電所、産業廃棄物処理施設、基地の建設の問題など、市を二分するような重要な問題が発生した場合です。

(1) 個別設置型

その問題について住民投票が必要と認める場合には、市民、議会及び市長の発議を経て、地方自治法の規定に基づき、その都度、議会の議決を経て、その問題に限った「住民投票に関する条例」を定め、住民投票を実施することになります。しかし、この「住民投票に関する条例」が議会によって否決された場合には、住民投票を実施することができません。

(2) 常設型

本来、議員も市長も市民の選挙で選ばれているため、市民の大多数と議会や市長の意向とが異なることはありません。しかし、選挙では包括的に議会や市長に輪島市の仕事を信託しているので、

- ① 実際に個別の地域の課題となると、市民の気持ちが伝わらないという事態が生じる。
- ② 議会と市長との意向が分かれることがある。

こうした場合、市民の意見を市政に反映させるために、市民、議会及び市長が、その発議の要件を満たした場合は、必ず住民投票を実施することをあらかじめ条例で定めておくものです。

5 最終的な手段

また、住民投票は、市民参加の最も端的な方法といえますが、市民参加を促進するための手段は、これに限られるものではなく、情報公開の促進、パブリックコメント制度の整備、審議会等の附属機関や市政懇談会の活用、市議会の活性化など、これ以前に取り組むべきものがあります。一般的には、これらが基本となりますので、住民投票はあくまでも最終的な手段として活用すべきものです。